

税理士による無料税務相談をご利用ください

申告相談及び申告書の作成を無料で行います。希望者は、事前に各税理士事務所に電話連絡のうえご利用ください。なお、事前連絡の際に相談日時、必要書類等を確認してください。

対象 ・年収600万円以下の給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの申告をする人
・年金受給者で確定申告が必要な人

●無料税務相談の日程表（相談時間：午前9時30分～午後4時）

日程	税理士名	電話	事務所所在地	日程	税理士名	電話	事務所所在地
2月1日(木)	浅見 秀子	②40679	西富田	2月8日(木)	高橋 幸一	⑦21980	児玉町児玉
	池田 敦司	⑦17901	西富田		田中 圭二	②3733	栗崎
	柴崎 厚	②0606	栄		松本 純一	③0315	上里町三町
2月2日(金)	黒澤 祥一	③1414	上里町七本木	2月9日(金)	小暮真一郎	③2141	上里町勅使河原
	小池 裕太	②3074	本庄		角谷 高之	②5370	駅南
	松本 悦子	②1965	若泉		多賀谷 実	②17871	見福
2月3日(土)	岩堀 薫	②1678	朝日町	2月10日(土)	小川 輝	②0888	牧西
	根岸 精一	②2235	五十子		藤井 桂一	②3625	見福
	松本 和弘	③0315	上里町三町		三澤 力男	②57988	朝日町
2月5日(月)	青木 貴子	②3491	南	2月13日(火)	田村 幸一	⑦17808	下野堂
	野沢 一雄	③42696	上里町七本木		塚本 雅俊	⑦4910	上里町七本木
	真々田 豊	⑦4529	東台		松本 健	②45614	本庄
2月6日(火)	石田九洲男	②6857	本庄	2月14日(水)	須永 秀和	②4867	前原
	塚本 富雄	⑦0684	美里町下児玉		三沢 俊之	②2800	朝日町
	目時 悟	③8859	上里町金久保		宮田 昌代	③2764	上里町七本木
2月7日(水)	木村 睦子	③1120	けや木	2月15日(木)	山下 政信	⑦1317	児玉町吉田林
	田村加代子	③8859	上里町金久保		吉澤 政志	⑦9945	上里町勅使河原
	中村 明央	②9765	若泉				

★お問い合わせは、関東信越税理士会本庄支部 ☎②7091

本庄税務署からのお知らせ

■確定申告書にマイナンバーの記載が必要です

確定申告において、申告書等へのマイナンバーの記載が必要です。なお、税務署等にマイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

本人確認を行う時に使用する書類の例

- ①マイナンバーカード（番号確認と身元確認）
- ②通知カード（番号確認）＋ 運転免許証、健康保険被保険者証など（身元確認）



■確定申告書は自宅で作成できます

確定申告書の作成は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、簡単に作成できます。作成した申告書をプリンタで印刷すれば、郵送等で提出することができますのでご利用ください。

また、作成したデータは「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。(http://www.nta.go.jp/)

★本庄税務署 ☎②2111 (自動音声案内)

■医療費控除について

平成29年分の確定申告から、領収書の提出は不要*です。代わって「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。ただし記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存してください。

※医療費控除を受けるために医師等が発行した証明書の提出は必要です（例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など）。また平成31年分までは、従来どおり領収書の添付又は提示による申告もできます。

■セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進及び疾病の予防に、一定の取組を行う人が特定一般用医薬品等購入費*を支払った場合は通常の医療費控除との選択により、医療費控除の特例の適用を受けることができる制度です。適用には、①「セルフメディケーション税制の明細書」の提出②適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提出又は提示が必要です。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師より処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できる医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

市民税・県民税 申告、その前に

今年も税の申告時期が間近になりました。早めに準備をして、期限内の申告に備えましょう。

「平成30年度市民税・県民税申告」と「平成29年分所得税の確定申告」（還付申告などの簡易な申告のみ）の申告相談を行います。

日程・会場 時間：午前9時～正午 午後1時～4時

2月14日(水)～20日(火)	アスパアこだま
2月21日(水)～3月15日(木)	市役所6階 大会議室

（土日除く。ただし3月4日(日)のみ実施します）

※地区ごとの申告日程は広報2月号に掲載



よくあるお問い合わせ

Q 収入や所得がなくても申告は必要ですか。

A 収入や所得がなくても次のいずれかに該当する人は、市民税・県民税申告が必要です。
・16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
・後期高齢者医療保険被保険者とその世帯主
・介護保険被保険者とその世帯主及び世帯員
・市営住宅及び県営住宅入居者(中学生以下は除く)
・所得・課税証明書が必要な人

Q 申告に必要なものは何ですか。

A 次の書類などを用意してください。
①マイナンバーカード又は通知カード及び身元確認のできるもの（運転免許証など）
②印鑑
③所得がわかるもの
・給与所得、年金所得のある人…源泉徴収票
・事業所得(営業、農業)、不動産所得のある人…事前に収支計算を済ませた収支内訳書
・配当所得、一時所得、雑所得のある人…年間取引報告書、支払調書
④各種控除を証明できるもの
・社会保険料控除を受ける人…国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険などの領収書又は支払証明書
・生命保険料控除(一般、個人年金、介護医療)及び地震保険料控除を受ける人…控除証明書
・寄附金控除を受ける人…領収書又は支払証明書
・医療費控除を受ける人…医療費控除の明細書(※セルフメディケーション税制の特例を受ける場合はP11セルフメディケーション税制を参照)
・障害者控除を受ける人…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書
⑤所得税の還付を受ける人は、申告者本人名義の口座が確認できる預金通帳など

Q 収入が公的年金のみです。申告は必要ですか。

A 所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。また、公的年金の収入が400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の場合は、確定申告は不要ですが、公的年金以外の所得がある場合や源泉徴収票に記載されている控除以外に各種控除を追加する場合は市民税・県民税申告が必要です。

Q 医療費控除を受けたいのですが必要書類は何ですか。市で作成してもらえますか。

A 「医療費控除の明細書」*が必要です(P11医療費控除を参照)。事前に診療を受けた人ごと、医療機関ごとに累計し明細書を作成してください。市では明細書の作成は行いません。なお、健康保険や生命保険の制度等からの補てん金分は、医療費から差し引かれます。
※「医療費控除の明細書」は、税務署、課税課(市役所1階)、市民福祉課(アスパアこだま内)で配布又は市ホームページからダウンロードできます。

■所得税の還付を受ける人へ

所得税の還付申告書は1月4日(木)から本庄税務署又はe-Tax(電子申告)で提出できます。申告会場は大変混み合いますので、所得税の還付申告をする人はご活用ください。11ページの税理士による無料税務相談もご利用ください。